

監査結果報告

四市複合事務組合監査基準に準拠し、令和7年度定期監査を次のとおり実施した。

第1 監査の種類

地方自治法第292条において準用する

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査（定期監査）

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

第2 監査の対象

馬込斎場及びしおかぜホール茜浜

第3 監査の範囲

令和7年4月1日から同年8月31日までの間の財務に関する事務等の執行について（必要に応じてこの期間以外のものについても範囲とした。）

第4 監査を実施した監査委員

栗林 紀子

森谷 宏

第5 監査の着眼点

①予算の執行状況、②現金等取扱状況、③書類等の整理状況、④財産管理状況等について、合規性を主眼に、次の表にあるリスク評価の主な着眼点について調査を行い、さらに対象機関の重点確認項目を設定し監査を実施した。

調査項目	想定されるリスク	主な着眼点
1 予算の執行状況		
歳入事務	不適正な歳入事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調定の手続きは適正に行われているか。 ・ 債権の管理（督促、催告及び時効中断手続き等）は適正に行われているか。
歳出事務	不適正な前渡資金の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現金の保管は適切か。 ・ 管理が特定の職員のみによって行われていないか。
契約事務	不適正な委託契約（手続き及び管理）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計書、仕様書は適正に作成されているか。 ・ 委託した業務が適正に行われているか。 ・ 分割発注は行われていないか。 ・ 随意契約の場合、理由は適正か。
2 現金等取扱状況	不適正な現金の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現金受領は複数人で確認しているか。 ・ 受領した現金の金融機関への払込みは適正に行われているか。
3 書類等の整理状況	不適正な公印の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公印の保管及び使用は適正か。
	不適正な文書処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書処理は適正に行われているか。 ・ 決裁責任者に誤りはないか。
4 財産管理状況	不適正な財産管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設の維持管理及び補修は適切に行われているか。 ・ 台帳は適正に整備されているか。また、取得処分等の手続きは適正に行われているか。 ・ 郵便切手・はがき管理簿の記載は適正に行われているか。
5 その他	不適正な個人情報の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報等の漏洩を防ぐ対策は講じられているか。 ・ 保管庫等の鍵等の管理は適切に行われているか。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務フロー、チェックリスト等は作成されているか。また、業務は事務フロー等に基づき行われているか。

第6 監査の実施内容

令和7年10月1日から同年12月24日まで、馬込斎場及びしおかぜホール茜浜等において、監査書類について調査確認するとともに、現地調査を行い、併せて関係職員から事情聴取を実施した。

第7 監査の結果

前記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が次の事項を除き法令に適合し、正確に行われていると認められた。

監査の結果において是正又は改善が必要と認められた事項の区分

【指摘事項】

法令に違反しているもの、故意又は過失により損害等が生じたもの、事務処理等が適切性を欠くと認められるもの、経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるもの、前回の監査において要望事項とした事項について改善の効果が認められないものなど

【要望事項】

指摘事項には至らないが、改善を要すると認められるものなど

1 予算の執行状況

【指摘事項】

(1) 行政財産使用許可にかかる使用料の誤り

馬込斎場内のガバナー設備及びガス配管の設置にかかる行政財産の使用許可について、四市複合事務組合行政財産使用料条例第2条において準用する船橋市行政財産使用料条例第2条の規定により算出する使用料が誤っていた。

四市複合事務組合に確認したところ、前年度を踏襲していたことや準用する船橋市行政財産使用料条例の解釈を誤認していたことなどが原因とのことであった。

今後は、同条例に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。

2 現金等取扱状況

指摘事項等なし

3 書類等の整理状況

【指摘事項】

(1) 交付した適格請求書の写しの保存期間に関する不備

交付した適格請求書（インボイス）の写しについて、保存期間が5年間である簿冊に保存していた。

消費税法施行令第70条の13第1項では、交付した適格請求書（インボイス）の写しの保存は、交付した日の属する課税期間の末日（3月31日）の翌日から2月を経過した日（6月1日）から7年間の保存が必要とされている。

四市複合事務組合に確認したところ、適格請求書（インボイス）の写しの保存期間について、国からの通知等により認識はしていたが、簿冊の保存期間の変更を失念していた

とのことであった。

今後は、法令に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。

4 財産管理状況

指摘事項等なし